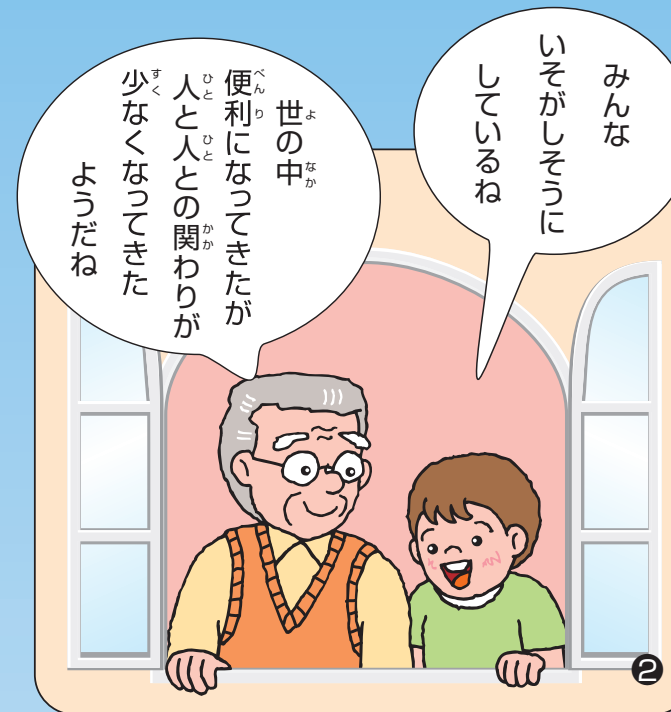


# はじめに

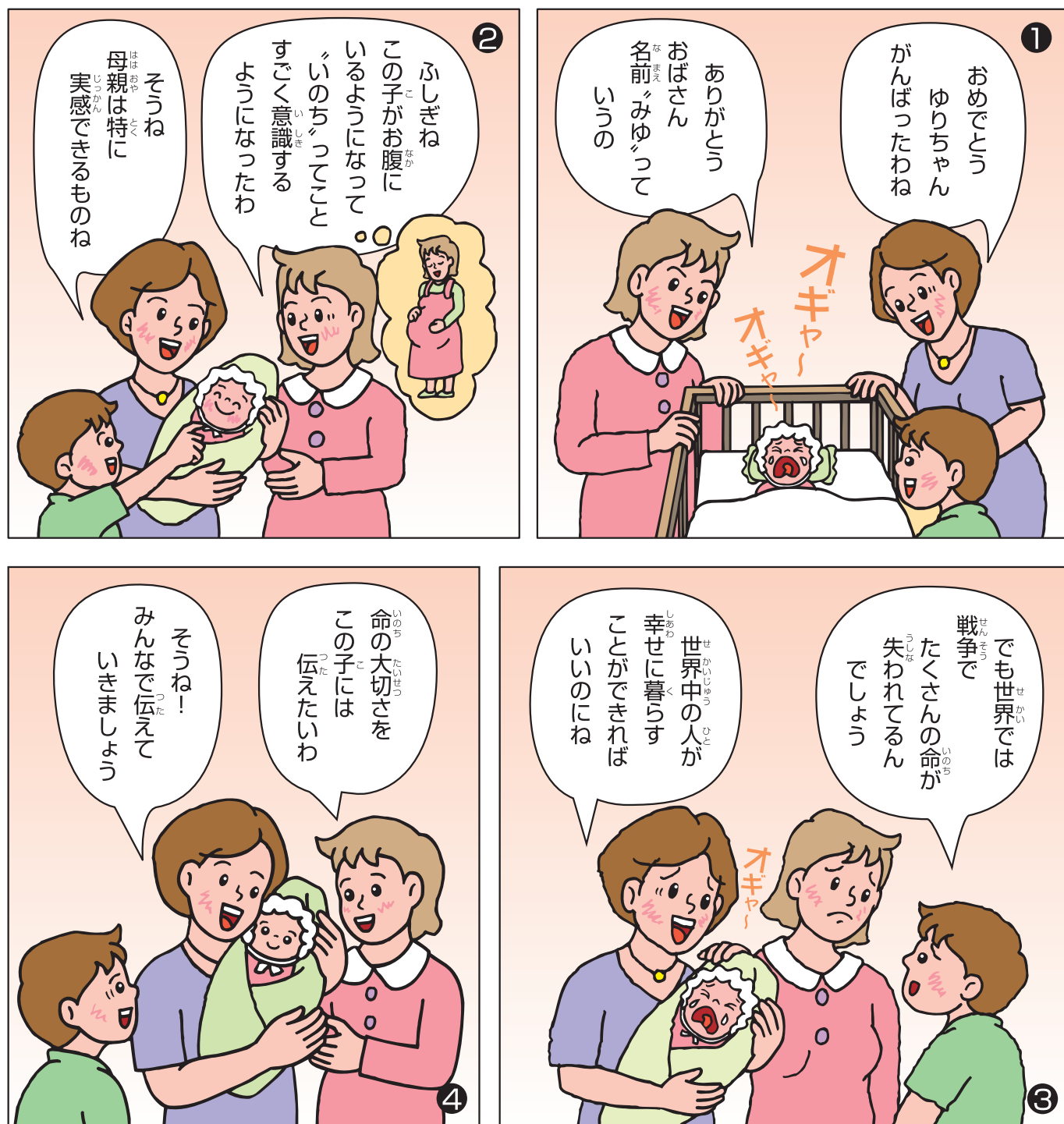


## 豊かな社会のために

この世に生まれたすべての人には、人として幸せに生きていく権利があります。この権利を人権といいます。一人ひとりの人権が尊重されるためには、さまざまな社会的な取組はもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめ直すことが必要です。

人権が尊重される豊かな社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務でもあります。

# 小さな命



## ひとりにひとつずつ、大切な命

すべての人が、平和で、だれの命も大切にされる世の中を望んでいます。しかし、今日でも戦争や地域紛争などにより、多くの人の尊い命が奪われています。身近なところでも、凶悪犯罪をはじめ、いじめや虐待など命をおびやかされるような事件が数多く起こっています。

一人ひとりの命は、かけがえのないものです。また、私たちは、決してひとりで生きているわけではありません。多くの人たちとともに、支え合いながら生きています。

人権を大切にする第一歩は、「命の尊さ」について考えることです。

## 人権が尊重される豊かな社会とは

- ◎みんな平等です。
- ◎個人として尊重されます。
- ◎一人ひとりの多様性が認められます。
- ◎可能性を発揮する機会が確保されます。
- ◎自分の人権だけでなく、ほかの人の人権も尊重する義務があります。

人権が尊重される豊かな社会とは「だれもが幸せに暮らすことができる社会」「だれもが生まれてきてよかったと思える社会」と言いかえることができます。

このような社会をつくるために、私たち一人ひとりが、人権についての意識を高め、日々の生活の中で実践を積み重ねていくことが大切です。



## 平和・人権の保障は世界の人々の願い（世界人権宣言）

20世紀における二度の世界大戦により、多くの人々の尊い命が奪われるとともに、さまざまな人権侵害も起りました。その反省に立ち、世界中のすべての人が幸せに暮らせる社会の実現を願い、1948年（昭和23年）12月10日、国際連合総会で、「世界人権宣言」が採択されました。

この「世界人権宣言」では、すべての人がどのような理由によっても差別を受けることなく、基本的人権が保障されるべきであると明記されています。

## 日本国憲法と基本的人権

基本的人権の尊重は、日本国憲法の重要な柱のひとつです。国民は法の下に平等で差別されないことや、表現の自由、職業選択の自由、また、教育を受ける権利、労働者の権利など、だれもが人間らしく豊かな生活を送ることができるよう、さまざまな権利が明記されています。

また、これらの権利は、私たちの不断の努力によって保持しなければならないことや、濫用してはならないことも明記されています。



滋賀県では

現在および将来の世代にわたり、すべての人の人権が尊重される社会を築いていくため、2001年（平成13年）4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。この条例では、人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、県と県民、事業者のみなさんがそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。

# 育児はみんなの協力で



※育児・介護休業法では、配偶者が専業主婦（夫）でも育児休業の取得が可能となっています。

## 男性も女性も子育てを楽しめる社会に

男女が互いに協力し、社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を果たすことはとても大切なことです。しかし、現状では男性が育児休業を取ろうとすると、「職場での理解が得られない」「収入が減少する」などの課題もあり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、女性に比べ低い水準となっています。だれもが安心して働くために、労働時間等の見直し、育児・介護休業を取得しやすい環境づくりなどが求められています。

## 男だから、女だからと決めつけていませんか？

人には生まれつきの生物学的性別（セックス）があります。一方、社会通念や慣習によりつくり上げられた「男性像」「女性像」があります。このように社会的につくられた性別を「ジェンダー」といいます。ジェンダーに基づく固定観念は、多様な個性をもつ人を、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と決めつけてしまい、個性や能力の発揮を妨げることもあります。

男性も女性も社会のあらゆる分野に対等に参画し、それぞれの個性や能力を発揮できる社会づくりが求められています。

## 女性への暴力を許さない

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人など親密な関係にある・あった者から振られる暴力を「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といい、被害者の多くは女性です。身体的暴力のみならず、精神的に相手を追い込むことや、性的、経済的暴力なども含まれます。

これらの問題の解決をめざして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」が2001年（平成13年）10月に施行され、被害者に対する公的な相談や支援体制の充実が図られています。

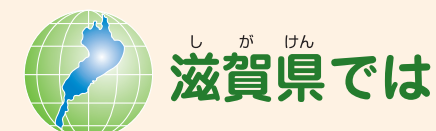
また、DVは、個人的な問題ととらえられがちであるため、発見や解決が遅れやすいうえに、パートナーから暴力を受けると、被害者の方が自分を責めてしまうケースが多く見受けられます。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを認識し、暴力を許さない社会づくりに努めましょう。

DVやセクシュアルハラスメント以外にも女性に対する「性犯罪」や「売買春」、「ストーカー行為」などの暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、早急に対応する必要があります。

### セクシュアルハラスメント

相手が望まない性的な言動で相手に不快な思いをさせたり、不利益を与えたりすることを「セクシュアルハラスメント」といいます。

これは、職場や地域、学校など、上下関係や力関係があるところで起こりやすく、立場上拒否しにくいという現実があります。しかし、それが重大な人権侵害であることをすべての人が自覚し、被害に対して声を上げていくとともに、セクシュアルハラスメントを許さない社会をつくることが求められています。



男女がともに輝いて生きていくことができる社会の実現をめざして、2002年（平成14年）4月に「滋賀県男女共同参画推進条例」を施行しました。この条例では、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるよう、県と県民、事業者のみなさんがそれぞれ主体的に取り組むことを定めています。また、「滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画」（2007年（平成19年）2月策定、2020年（令和2年）3月最終改定）により、DV防止と被害者の適切な保護および自立支援にかかる総合的かつ積極的な施策の展開を図っています。

# こ　ま　も 子どもを守るのは？



こ                      ほ   しょう                      じん   けん  
子どもにも保障される人権

人が人として生きる権利はすべての人が持っています。それは、大人でも子どもでも変わりはありません。しかし、虐待<sup>ぎゃつたい</sup>やいじめなど子どもをとりまく問題は、年々深刻化しています。世界中の子どもたちが一人の人として大切にされることをめざして、1989 年（平成元年）に国際連合で「子どもの権利条約」が採択<sup>さいたく</sup>されました。この条約では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助<sup>えんじょ</sup>を進めることをめざしています。



# こ け ん り か ん 子どもの権利に関するQ&A

**Q** 子どもの権利条約ではどんな権利が定められている？

- 生きる権利
- 守られる権利
- 育つ権利
- 参加する権利



Q 権利ばかり尊重すると、子どもがわがままになる？

**A** 権利だからといって、子どもの考えや意見を無制限に受け入れるのではなく、子どもの成長過程に応じた権利の行使ができるよう、大人が適切な指示や援助えんじょをすることが必要です。

こ　ぎゃくたい　まも  
子どもを虐待から守る

子どもに対する虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、「こころ」と「からだ」に大きな傷を残し、子どもの将来に悪影響を及ぼしたり、最悪の場合には命を奪ってしまいます。早い時期に発見・対応することが大切です。

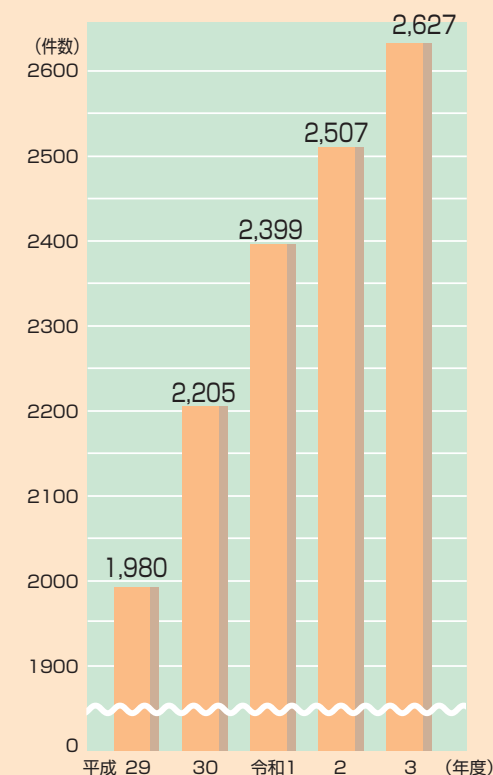
子どもに対する虐待相談は、増加傾向にあります。虐待には、4つのタイプがあります。

- ① **身体的虐待**（なぐる、ける、やけどを負わせるなど）
- ② **性的虐待**（性的行為の強要など）
- ③ **保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）**  
（家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にするなど）
- ④ **心理的虐待**（言葉によるおどし、無視、きょうだい間の差別的な扱い、子どもが同居する家庭におけるドメスティック・バイオレンスなど）

虐待の問題の解決をめざし、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が2000年（平成12年）11月に施行されました。法律では、虐待を受けていると思われる子どもを見つけた場合には、だれもが最寄りの市町または子ども家庭相談センターへ「通告」しなければならないことが定められています。しかし何よりも、私たち一人ひとりが地域の中で声をかけるなど、子どもや家庭の様子の変化に早く気づくことによって、子どもを虐待から守ることが大切です。

## 児童虐待の相談件数

(滋賀県域の子ども家庭相談センター受付分)



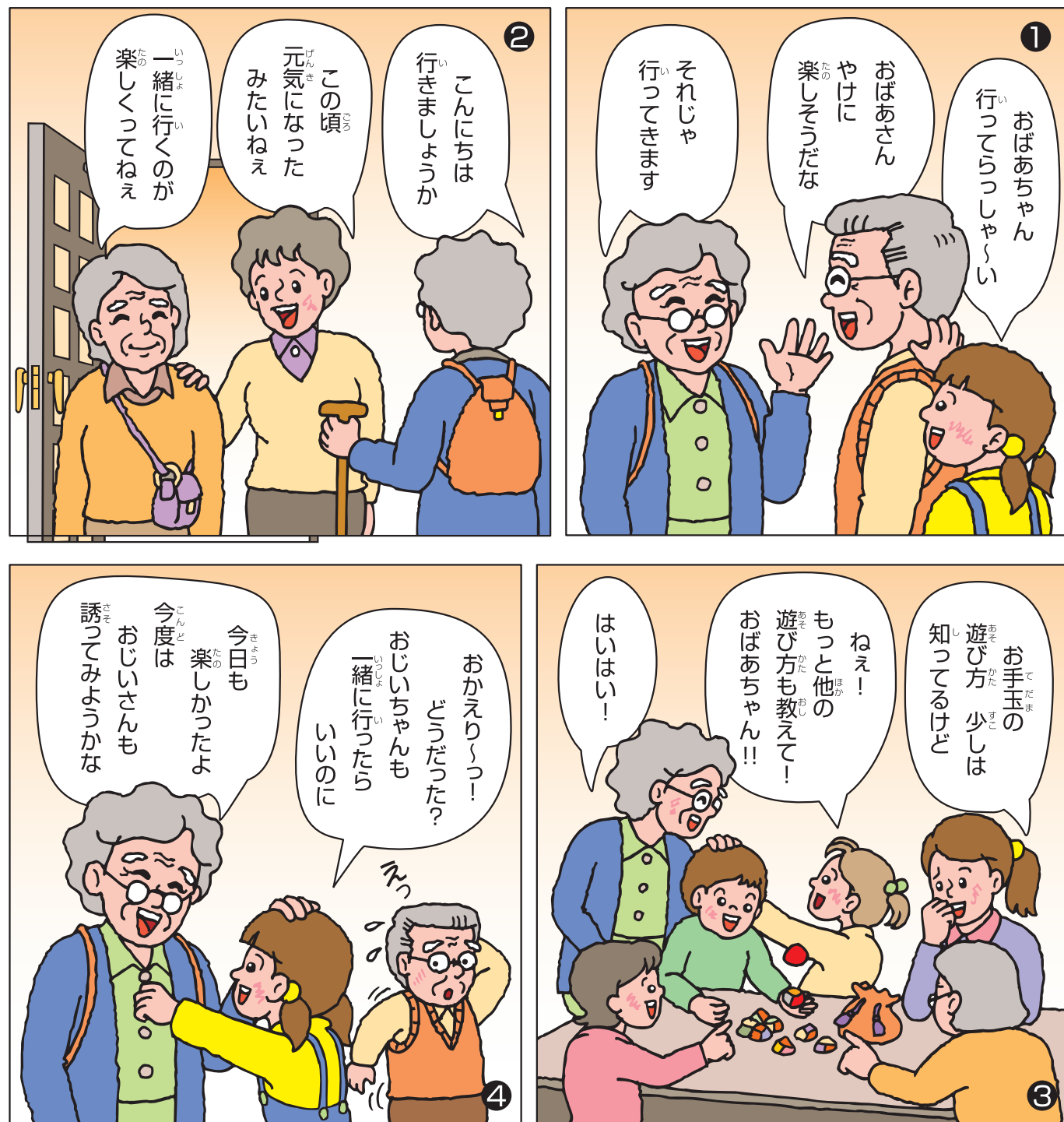
※上記の件数以外にも市町において相談を受け付けており、県と市町を合わせた相談件数全体としては、年々増えています。



しがけん  
滋賀県では

子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、また子どもを安心して育てることのできる環境づくりをめざし、2006年（平成18年）4月に「滋賀県子ども条例」を施行しました。また、「滋賀県児童虐待防止計画」、（2007年（平成19年）6月策定、2020年（令和2年）3月最終改定）により、児童虐待防止のための総合的な取組を行っています。

# おばあちゃん先生



## 高年齢者が生き生きと活動できる地域づくりをめざして

わが国では高年齢化が急速に進み、2036年には、3人に1人が65歳以上になると予測されています。高年齢者が経験によって培ったさまざまな知恵や技術を社会のために役立てたり、生きがいを持って地域で活躍したりする姿は、若い世代にとっても心強いものです。そのためにも、世代を越えてお互いの考え方や生き方を尊重し、理解し合うとともに、地域で高年齢者が生き生きと活動できるようみんなで考えて実践していくことが大切です。

## 介護と人権

高年齢になり、身体的な機能の低下や病気、認知症などで介護が必要になると、生きがいを失ったり、孤独に陥ったり、社会から疎外されているように感じる人もいます。高年齢者がこのような思いを感じることなく、人間としての尊厳を保っていくためには、周りの人の理解と配慮が必要です。

また、介護は長期に及ぶことが多いため、家族だけで介護を行うことが困難なこともあります。介護保険制度は、介護を受ける人が、この制度を利用することにより、自分の状態に応じてさまざまなサービスを自分で選ぶことができ、介護をする人の負担軽減にも役立っています。

## 高年齢者の権利を守るために

近年、身体的暴力、言葉の暴力や無視、日常的な世話や介護などの拒否、財産の不当な処分や年金を渡さないなどの高年齢者に対する虐待が深刻化しています。このような虐待から高年齢者を守るために、2006年（平成18年）4月に「高年齢者虐待防止法」が施行されました。

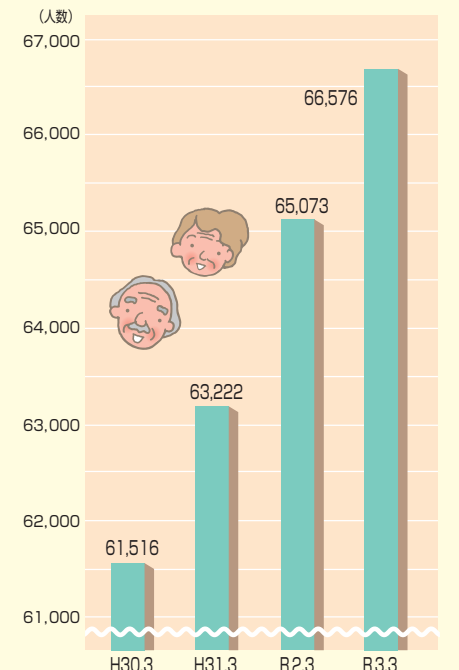
また、高年齢者は、判断能力の低下などにつけ込まれて、詐欺や悪質商法などの被害にあうことがあります。被害にあうおそれのある人の財産、権利を守るためには、周囲の人の支援や成年後見制度などの活用が必要です。

## 高年齢者の社会参加と世代交流

高年齢になっても人生の目標に向かってますます生き生きと活躍している人たちがたくさんいます。また、学校や地域で学習支援などのボランティアに参加する人も増えてきました。

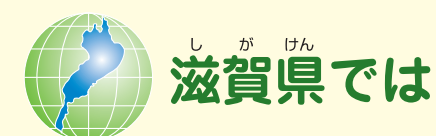
内閣府が2017年度（平成27年度）に実施した「高年齢者の生活と意識に関する国際比較調査」では、社会活動に「全く参加したことがない」と回答した人は47.6%でしたが、2020年度（令和2年度）の調査では35.0%に減少しています。今後も、高年齢者の経験や知識が生かされ、より多くの高年齢者が参加しやすい地域づくりが求められています。

■ 県内要介護・要支援認定者数の推移  
（滋賀県医療福祉推進課）



### ※成年後見制度とは

判断能力の不十分な人が安心して生活することができるよう、本人の判断能力の程度と生活上の必要に応じて、本人に代わって、後見人と呼ばれる人が、法律行為を行うなどして、本人を保護するとともに、日常生活に必要な支援を行う制度です。



利用者の意思を尊重した介護サービスの提供および基盤整備の充実を図るとともに、健康や生きがいづくりをはじめとする高年齢者をとりまくさまざまな課題への取組を進めるため、「レイカディア滋賀 高年齢者福祉プラン」（2006年（平成18年）3月策定、2021年（令和3年）3月最終改定）により、だれもが高年齢になっても安心して暮らせる地域づくりをめざしています。



# かがや ひとが輝くユニバーサルデザイン



## ユニバーサルデザインによるまちづくり

だれもがひとりの人間として尊重され、安心して暮らせる社会の実現は、みんなの願いです。しかし、私たちの周りにある建物、製品、サービスなどには、人によっては利用できないものがあります。そこで、年齢、性別、国籍、障害や病気の有無などにかかわらず、だれにとっても、また、どんな状態の時でも使いやすいように、はじめてから考えて計画し、その後もさらに良いものに変えていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方が求められています。ノンステップバスや、多機能トイレ、絵文字で書かれた案内表示など、私たちの身の周りにユニバーサルデザインが増えてきています。

## バリア（社会的障壁）を取り除こう

障害のある人にとっては、歩道に段差があったり、駅にエレベーターが設置されていないなどの「物理的なバリア」、手話通訳や点字、字幕放送などが十分でないなどの「文化・情報面でのバリア」、資格や就業に関わる「制度的なバリア」があります。また、障害のある人を特別視することや、障害のある人は不便な状況にあって当たり前というような考え方は、お互いにとって大きな壁であり、「心のバリア（意識上のバリア）」ともいえます。今後、さらに、心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく必要があります。

## まちでみかけるユニバーサルデザイン



## 障害について正しく理解しともに生きる社会をめざして

2016年（平成28年）4月には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律では、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするようなことは、不当な差別的取扱いとして禁止されています。さらに、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。

## 障害のある人の自立と社会参加をめざして

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、バリアフリーを推進するとともに、介護サービスの一層の拡充を図ることが求められています。経済的な自立という観点からは、雇用の場の確保を促進することが必要です。社会的な支援とともに、周囲の人が障害のある人の自立や社会参加に向けて理解を深め、ともに生きる社会づくりをめざし、2005年（平成17年）11月に「障害者自立支援法」が制定されました。

また、2013年（平成25年）6月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が一部改正され、雇用の分野における「障害者に対する差別の禁止」および「合理的配慮の提供義務」が定められました。



だれもが自らの意思で自由に行動でき、安全で快適に生きがいをもって暮らすことができる社会づくりをめざし、1994年（平成6年）10月に「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」を制定しました。その後、少子高齢化への対応やユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、2004年（平成16年）8月には「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」として改正し、県と県民、事業者が一体となって福祉のまちづくりに取り組んでいます。また、2019年（平成31年）3月には、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現を目指して、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を制定しています。

# どうして気にするの？



## 同和問題の解決に向けて

同和問題(部落差別)は、生まれたところや住んでいるところによって不合理な差別を受けるという日本固有の人権問題です。これまでのさまざまな取組によって、生活環境は大きく改善されましたが、結婚や就職、家の購入などの場面で、誤った認識や偏見による差別が未だに残っています。

同和問題について正しく理解するとともに、偏見や世間体にとらわれずに、正しく判断し、自分の意志で行動することが大切です。



## 差別を残しているのは、一人ひとりの意識です

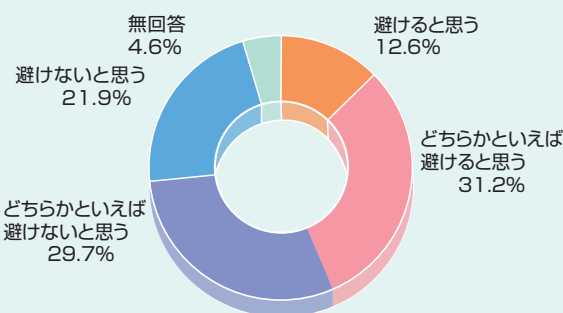
1975年(昭和50年)の部落地名総鑑事件※から40年以上たちますが、購入しようとしている土地が同和地区であるかどうかを問い合わせるような事件は依然としてなくなっていません。また、近年では、インターネット上で、差別を助長・拡散する目的で特定の地域を同和地区であると流布するなどの事案も発生しています。

「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」というのは、差別を受けている人たちに我慢を強いるもので、結果的に差別を温存させる誤った考え方です。あいまいな情報やうわさ話で差別意識が広がってしまうことがあります。差別をなくすには、人権意識を高め、正しい知識を学ぶことが大切です。

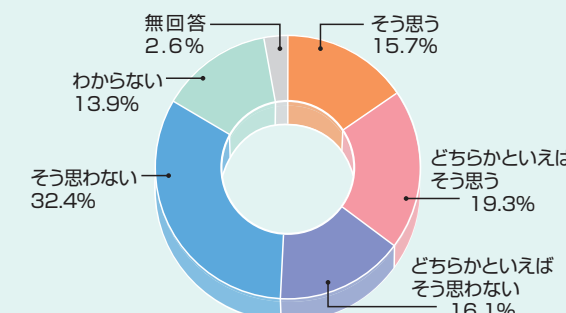
### ※部落地名総鑑事件

1975年(昭和50年)11月に全国の部落の地名・所在地・戸数・主な職業などが記載された差別図書の存在が明らかになりました。この購入者の大半は企業であり、購入動機は採用にあたって同和地区出身者を調べるためでした。この事件の反省を契機に企業での同和問題や人権問題の啓発・研修が広く行なわれるようになりました。

住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある  
令和3年度 人権に関する県民意識調査(滋賀県人権施策推進課)



同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる  
令和3年度 人権に関する県民意識調査(滋賀県人権施策推進課)



## 同和問題を正しく学び、偏見をなくしましょう

子どもの時にマイナスのイメージで入ってきた意識は、大人になってもなかなか払拭できないことが多くあります。家庭や学校において、子どもたちが同和問題を正しく学ぶことが、部落差別を温存する社会意識を変える大きな力となります。

部落の歴史についての研究が進み、小学校や中学校での教科書の記述も変わってきました。低い身分におかれ差別を受けてきたという部落の歴史から、人間らしい生き方を求めて差別をなくすために闘ってきた歴史や、医療・芸能・工芸などで優れた文化を残し、社会の発展に貢献してきた歴史の学習へと変わってきています。

子どもも大人も、同和問題について正しく学び、偏見をなくしていかなければなりません。

### 部落差別解消推進法

2016年(平成28年)12月、「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は、今なお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

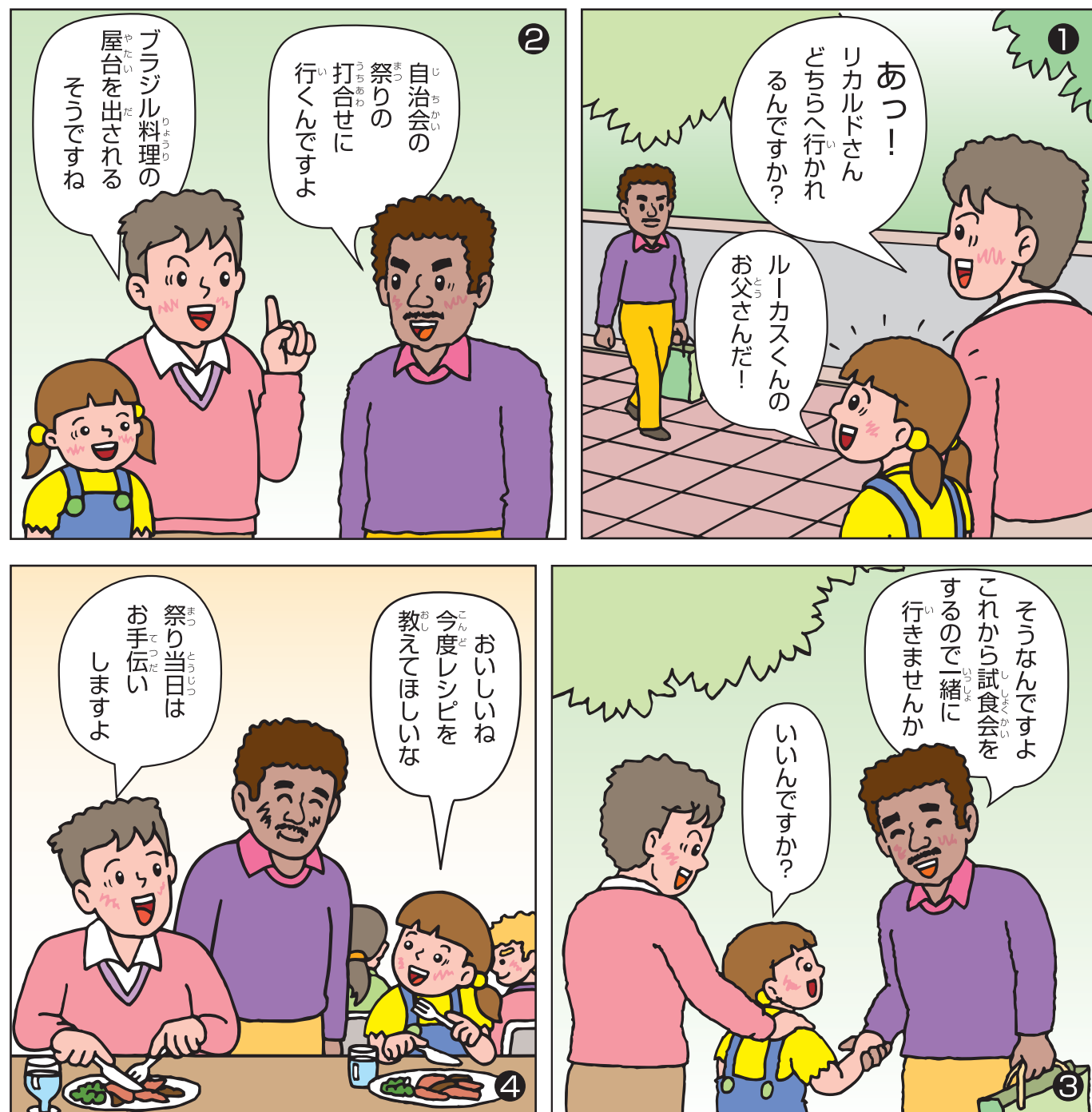


## 滋賀県では

同和問題の解決に向けて、特別措置法や長期計画などに基づいて各種の施策を総合的・計画的に進めてきました。その結果、住宅や道路などの生活環境は大きく改善されましたが、結婚などの場面における差別意識は、今なお残っています。

県では、1997年(平成9年)に「今後の同和行政に関する基本方針」を策定し、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいます。

# 文化の違いを楽しもう

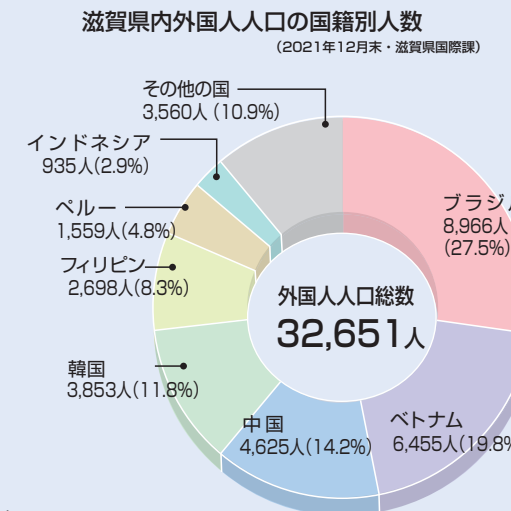
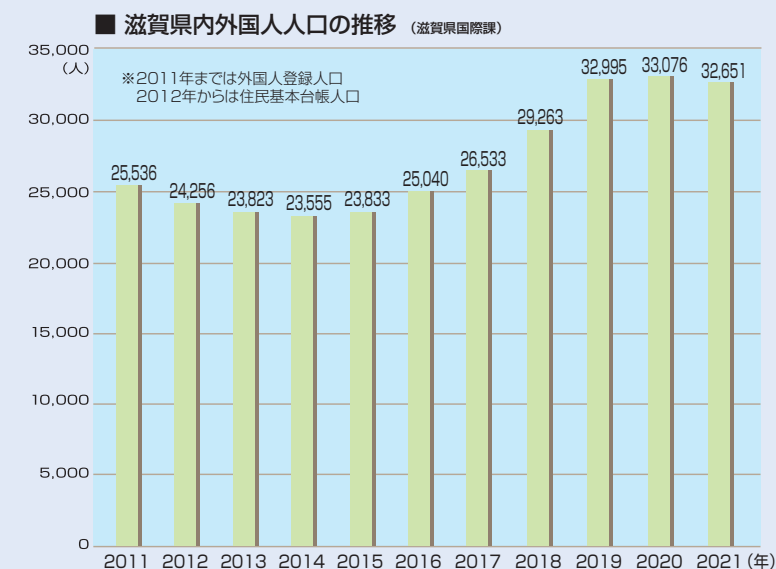


## ともに生きる社会をめざして

2021年(令和3年)12月末現在、滋賀県には、世界の106か国・地域、約33,000人の外国人が暮らしています\*。その多くは、就労のために日本に来た南米・東南アジアの人々や歴史的経緯からやむを得ず日本に住まなければならなくなった韓国・朝鮮の人々です。

今後もますます国際化が進み、言葉や習慣の違う人々との関わりが増えていきます。多様な文化や価値観を理解し、お互いに尊重し合って、ともに生きる地域社会づくりが求められています。

※滋賀県国際課調べ



## 外国人住民をとりまく状況

外国人住民には、言葉が通じなくて、病気になったときにうまく状態を伝えられない、子どもの学校からの連絡がきちんと保護者に理解されないなどの「言葉の壁」、習慣や宗教が違うことから近隣の住民とのトラブルになったり、外国人というだけで賃貸住宅への入居を拒否されたりする「心の壁」、就職や教育などにかかわる「制度の壁」や、参政権などの課題があります。

このような問題の解決には、生活にかかわる情報が等しく提供されること、福祉・保健・医療分野などの制度の充実、企業の理解・協力などが重要です。さらに、外国人住民の暮らしを支える市民グループの取組も大きな役割を担っています。

## 在日韓国・朝鮮の人々への理解を深める

1910年(明治43年)の韓国併合とその後の植民地支配により、朝鮮半島で職や土地を失うなどして本国の生活が成り立たなくなった人々は、日本などの外国への移住を余儀なくされました。また、1940年代に入ると日本国内の労働力不足を補うために、朝鮮半島から多くの人々が強制的に日本に連れてこられ、労働条件の厳しい仕事に従事させられました。1945年(昭和20年)の終戦後も、さまざまな事情により、多くの人々が帰国できず、日本にとどまることになりました。今日の在日韓国・朝鮮の人々の多くは、こういった歴史的経緯をもつ人々とその子孫たちです。そして、さまざまな理由により本名ではなく日本名(通名)で生活せざるを得ない人もいます。そのような歴史的経緯を正しく理解して、お互いの文化や習慣を尊重しながら、ともに暮らせる社会づくりをしていくことが大切です。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、2016年(平成28年)6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。



## 滋賀県では

外国人住民を含むすべての県民が国籍や文化の違いなどにかかわらず互いに認め合い、人権を尊重し合いながら、地域社会の一員として生活することができる社会をめざしています。

「滋賀県多文化共生推進プラン」(2010年(平成22年)4月策定、2020年(令和2年)3月最終改定)により、行政はもとより、国際交流協会、市民活動団体など、さまざまな担い手と連携・協働を図りながら、外国人住民とともに暮らす地域づくりに向けて取組を進めています。

## 知っている? 今までのこと



びょう た だ り かい  
ハンセン病についての正しい理解を

ハンセン病は、らい菌によって、おもに皮膚や末梢神経が侵される感染症ですが、感染力はきわめて弱く、薬で治る病気です。しかし、日本では、患者を社会から隔離する政策がとられていたため、差別や偏見を生み出して多くの問題を残しました。私たち一人ひとりがハンセン病について正しく理解し、差別や偏見のない社会をつくっていくことが大切です。

# ハンセン病と隔離政策

日本では1907年（明治40年）から、患者に対して療養所<sup>かんじや</sup>への隔離<sup>りようようしよ</sup>政策<sup>かくり</sup>がとられ、1996年（平成8年）に廃止<sup>はいし</sup>されるまで約90年間続きました。

この隔離政策は、人々にハンセン病に対する誤った考えをうえつけ、患者や家族に対する差別や偏見を生み出すことになりました。そのため、療養所への入所者は家族との関係を絶つことを余儀なくされたのです。隔離政策による人権侵害に対して元患者らが国を相手取って起こした訴訟では、2001年（平成13年）5月に熊本地裁が国の隔離政策の違法性を認め、国家賠償を命じる判決を出し、その結果、国も責任を認めました。

2008年(平成20年)6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、ハンセン病元患者の福祉の増進や名誉の回復など、ハンセン病問題の解決に向けた取組が進められていますが、療養所の入所者は高齢で身寄りがないことや、今なお残る社会の偏見により、病気が完治しても社会復帰が難しい状況にあります。また、2019年(令和元年)11月には、元患者家族等の名誉の回復および福祉の増進を図るため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

2003年(平成15年)には元患者の宿泊を拒否する事件も起きています。私たち一人ひとりが、元患者が社会復帰しやすいように、病気に対して正しく理解し、差別や偏見をなくすようにつとめることが求められています。

エイズについての正しい理解を

エイズは、HIVというウィルスによって引き起こされる病気で、わが国ではエイズ患者・HIV感染者が年々増えています。しかし、感染力は弱く、主な感染経路は、性的感染、血液感染、母子感染であり、予防が可能です。また、検査を受けて早期発見・早期治療することにより発症を遅らせ、他の慢性疾患と同じようにコントロールが可能となっています。エイズという病気について正しく理解し、エイズ患者や HIV感染者に対する偏見や差別を取り除いていくことが求められています。

## 新型コロナウイルス感染症に関連したさまざまな人権侵害

2020年(令和2年)より感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に関しては、患者やその家族だけでなく、治療にあたる医療従事者等にも差別や偏見による被害が発生しました。こうした人権侵害を防止するためには、病気に関する正しい知識の普及・啓発を図ることが必要です。

さまざまな病気びょうきの人ひとへの理解りかいを深めましょうふか

医療技術が進歩しても、原因や治療法がわかっていない「難病」といわれる病気もあり、その患者や家族は大変な努力を続けながら病気をたたかい、社会生活を送っています。しかし、病気に対する無理解や患者への偏見により、集団に入ることを拒否されたり心ない言葉を投げかけられたり、働くことが困難になったりすることがあります。病気について正しく理解し、偏見や差別のない関係を築いていくことが求められます。

また、最近では、医療の内容が高度化・専門化してきています。医師と患者が対等の立場で治療を進めるためにも、病気や治療について、医師などから納得のいく十分な説明を受けること（インフォームド・コンセント）が、ますます重要になっています。

さまざまな病気や患者<sup>かんじゃ</sup>への理解を深めるための啓発<sup>けいはつ</sup>を進めています。

だれもが安心して医療を受けられ、患者自らが主体的に医療に関われるよう、また、医療機関における患者へのサービスや医療の質の向上をめざし、「医療安全相談室」を設置しています。また、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害に関しては、専門の対応チームおよび専用相談窓口「新型コロナ人権相談ほっとライン」を設けています。



しがけん  
滋賀県では

む せ き に ん  
**無責任なうわさは…**



はんざい ひ がいしゃとう り かい  
**犯罪被害者等※を理解し、ともに支え合う社会をめざして**

犯罪被害者やその家族は、ある日突然、犯罪などにより身体を傷つけられたり、家族の命を奪われるなどの直接的な被害を受けるだけでなく、被害後に生じるさまざまな二次的被害にも苦しめられています。

犯罪被害者やその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるよう、地域や社会全体で支えていくことが大切です。

※犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいいます。



はんざい ひ がいしゃとう し えん とりくみ けい か  
**犯罪被害者等支援のための取組経過**

1980年（昭和55年）の「犯罪被害者等給付金支給法」の制定により、犯罪被害給付制度が創設されたことが、犯罪被害者支援のための施策のはじまりといわれています。

その後、警察庁における被害者対策要綱（1996年（平成8年））の策定や検察庁における被害者等通知制度（1999年（平成11年））が導入され、2004年（平成16年）12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等施策の推進の基本的な方向が定められました。その後、4次にわたり「犯罪被害者等基本計画」（最終改定：2021年（令和3年）3月）が策定されています。

はんざい ひ がいしゃとう かが もんだい に じてき ひ がい  
**犯罪被害者等の抱えるさまざまな問題（「二次的被害」）**

- ・ 事件による精神的ショックや身体の不調
- ・ 医療費の負担や失職、転居などによる経済的困窮
- ・ 捜査や裁判による精神的、時間的負担
- ・ 周囲の人々の無責任なうわさ話や過剰な取材、報道によるストレス など

はんざい ひ がいしゃとう き ほんほう き ほん り ねん  
**犯罪被害者等基本法の基本理念**

- ・ 犯罪被害者等は、個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ・ 被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる。
- ・ 再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行う。

はんざい ひ がいしゃとう ささ  
**犯罪被害者等を支えるために**

犯罪被害者等が犯罪の被害から立ち直り、地域での平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、警察や行政機関、民間支援団体などの関係機関が連携して、各種の制度を有効に活用するのはもちろんのこと、私たち一人ひとりも犯罪被害者等の状況を理解し、地域全体で見守り、支えていくことが重要です。

けい さつ  
**警察では**

犯罪被害者給付制度、被害者連絡制度、再被害防止  
 ・ 保護対策、被害者カウンセリング制度、捜査段階での負担軽減対策、初診料等の公費負担 など

し ほう  
**司法では**

刑事手続への犯罪被害者参加制度、国選弁護人制度、日本司法支援センター（法テラス）による相談  
 ・ 情報提供 など

けん し ちょう  
**県・市・町では**

相談窓口の設置、カウンセリングの実施、各種福祉制度による生活支援、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発 など

みん かん し えん だんたい  
**民間支援団体では**

面接相談・電話相談の実施、付き添い・書類作成などの直接的支援 など



し が けん  
**佐賀県では**

犯罪被害者等基本法の制定および犯罪被害者等基本計画の策定を受け、2007年（平成19年）に「佐賀県犯罪被害者支援施策の取組指針」を策定し、関係部局が連携して支援施策を推進してきました。

2018年（平成30年）4月に「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行し、同年10月には「佐賀県犯罪被害者等支援推進計画」（最終改定：令和4年3月）を策定しました。犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、県民、事業者、関係機関・団体の一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている立場を理解し、県民総ぐるみにより犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援に取り組み、犯罪被害者等を社会全体で支えることで、安心して暮らしていくことができる佐賀の実現を目指しています。

# 性も人それぞれ



## 多様な性について考えよう

生まれてきたときの性別である「からだの性」と自分が認識している「こころの性」が、一致しない人がいます。また、「男だから女が好き」「女だから男が好き」とは限りません。性のあり方は人によりさまざまです。一方的な見方で相手を判断してしまうのではなく、多様性を受け入れることでだれもが自分の性のあり方を尊重され、自分らしく生きられる社会に、みんなでしていきたいものです。



## 性のあり方とは？

- からだの性：生物学的な性
- こころの性：性自認
- 好きになる性：性的指向

私たち人間は、だれ一人として同じ人はいません。顔や性格、体つきなどがみんな違うように、「性のあり方」も人それぞれ違います。そして、だれもが、自分の「性のあり方」を尊重される権利を持っています。

### LGBTって何？

- L：レズビアン…女性で女性が好きな人
- G：ゲイ…男性で男性が好きな人
- B：バイセクシュアル…同性も異性も好きになる人
- T：トランスジェンダー…からだところの性に違和感がある人、からだの性別と異なる性別で生きる人、生きたい人

※LGBT以外にも、男女のどちらにも恋愛感情を持たない人(A:アセクシュアル)、性自認が男女のどちらにも当てはまらない人(X:Xジェンダー)、自分の性を決められない・分らない人(Q:クエスチョニング)など、様々な人がいます。

## 多様な性について考える

最近、「LGBT」という言葉がよく使われるようになってきました。調査方法などによっても異なりますが、LGBTなどに該当する人たちは人口の約9%と推定する研究が発表されています。今まで気づいていなかったり、知らなかっただけでもいいかもしれません。

性のあり方に対する世間の理解は世間の理解はまだ十分ではないため、周囲の偏見や誤解をおそれて本当の自分を打ち明けられず、学校で、職場で、社会でさまざまな生きづらさを抱え、苦しんでいる人がいることを理解することが必要です。

## 多様な性が認められる社会

人に個性があるように「性のあり方」もさまざまであることを理解し、笑いのネタにしている人や、侮辱したり、傷つくような言葉を使っている人がいたら、「それはよくない」と伝えていきましょう。たとえ傷ついていても、本人が声をあげるのは難しいものです。だれもが自分らしい生き方を尊重され、安心して過ごすことができるような言動を心掛けましょう。

また、カミングアウト（性的指向や性自認などについて告白したり、公にすること）されることがあれば、それはあなたを信頼してのことです。しっかりと本人の気持ちを聴くとともに、アウティング（本人の了解を得ずに性的指向や性自認を他人に暴露する行為）は絶対に行わないようにしましょう。

どうしてほしいかは人によって違います。『困ったことがあれば支えるよ』という姿勢を示すことが大切です。



## 滋賀県では

2016年（平成28年）3月に改定した「滋賀県人権施策推進計画」に基づき、LGBTなどの当事者に対する社会の関心と理解を深めるための啓発を進めるとともに、多様な性のあり方への配慮を目的に、県が県民のみなさまに提出をお願いする申請書等の性別欄の記載について見直しを実施しています。

また、自身の性のあり方についての悩みを抱える児童生徒に対しては、学校においてきめ細やかな対応が必要なため、児童・生徒の心情等に配慮した相談・支援等の取組を進めています。

## こんな書込みが...



## ルールとマナーを守ることが大切です

スマートフォンやSNSの普及、Wi-Fi環境の充実などにより、だれでも時間・場所を問わず、容易に情報発信ができるようになりました。しかし、便利な反面、使い方を間違えるとだれかを傷つけたり、事件に巻き込まれたりする危険性もあります。

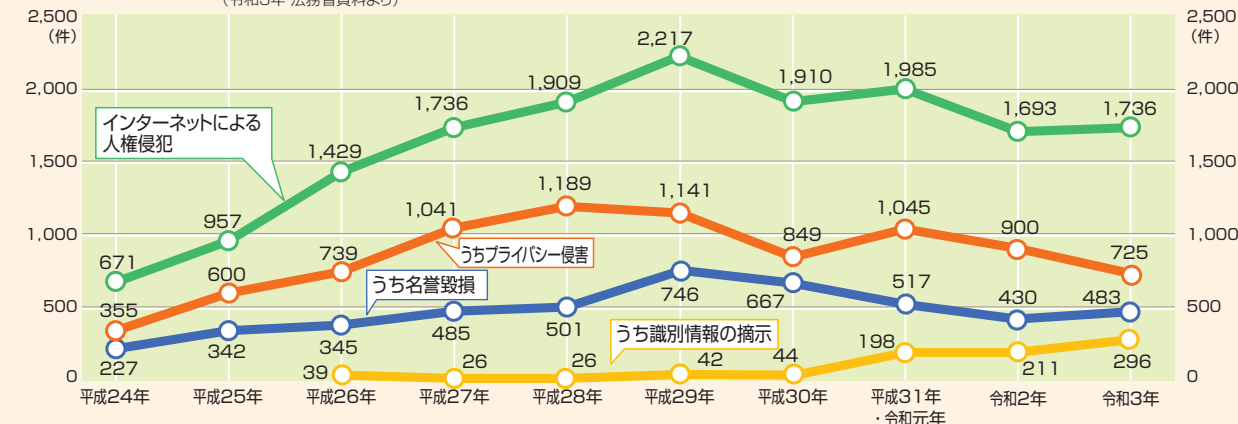
正しい知識を持ち、お互いの人権を大切に利用することは、インターネットを使う人の最低限のルールとマナーです。



## インターネットをめぐる人権侵害や犯罪の状況

法務省の人権擁護機関が令和3年に新規に救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に係る人権侵害事件数は1,736件で、前年から43件増加しており、高水準で推移しています。このうち、プライバシー侵害事案が725件、名誉毀損事案が483件、識別情報の摘示事案が296件となっており、これらの事案で全体の86.6%を占めています。

■ インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件の推移  
(令和3年 法務省資料より)



## インターネット上で何が起こっているのか

### 名誉毀損や誹謗中傷

だれでも自由に書込みができるインターネットの掲示板やSNSなどで、差別的な内容の書込みが数多くみられます。インターネット上では、誤った情報が瞬時に不特定多数の人に広まるため、差別を助長・拡散させることになります。なお、2021年(令和3年)にはいわゆる「プロバイダ責任制限法」が改正され、誹謗中傷等の加害者情報の特定を容易にするための新たな裁判手続きが設けられました。

### プライバシーの暴露、流布

いたずらや嫌がらせなどの目的で、他人の氏名、住所、電話番号などの個人情報をインターネットの掲示板やSNSなどに書き込む人がいます。個人情報を勝手に公表することはプライバシーの侵害にあたり、まさに人権を侵害するものです。

### 違法・有害情報の氾濫

インターネット上では、性や暴力に関する有害情報が氾濫しています。これらの有害サイトに接続して、見知らぬ人物と出会い、犯罪に巻き込まれたりする事件も発生しています。

## より高い人権意識を

インターネットは、決して架空の世界だけに閉じられたものではなく、私たちの日常生活にも影響が及ぶものです。「自分の名前や顔をだれにも知られることなく発信することができる」といった思込みから、他人の人権を傷つける内容の書込みをすることは、卑劣な行為です。匿名性の高いインターネット上だからこそ、私たち一人ひとりの人権意識が真に問われているのです。インターネットを楽しく安全に利用するためには、日常生活と同様、ルールやマナーを守ることが大切です。



## 滋賀県では

インターネットの掲示板やSNSなどへの差別書込みは、近年急激に増えて、大きな社会問題となっています。誹謗中傷や差別書込みの防止に向け、啓発を行うとともに、学校においても、メディア・リテラシーや情報モラルも含め、正しい利用について学習しています。



# さまざまな人権課題

私たちの身の回りには、社会的に少数であったり、弱い立場におかれていたりする人々に対する偏見や誤解から生じるさまざまな差別があります。また、興味本位の噂や心ない中傷などで名誉が傷つけられたり、生活の平穏が侵害されたりすることもあります。

さまざまな人権課題への理解を深め、差別や偏見をなくしていくことが大切です。



## ホームレスの人権

2022年(令和4年)1月に行われた調査では、全国で3,448人のホームレスが確認されています。(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」)

2021年(令和3年)11月に行われた調査では、路上生活に至った理由としては、「仕事が減った」や「倒産や失業」などが多くなっています。また、60歳以上が70.0%、路上生活期間が3年以上の人が68.3%と、高齢化、長期化が進んでいます。(厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」)

## 刑を終えた人・保護観察中の人等の人権

刑を終えた人、保護観察中の人やその家族に対する偏見や差別が根強く、特に就職や住居の確保などのときに差別されることが多くあり、本人に更生意欲があっても社会復帰は難しい状況にあります。周囲の人々が理解を深め、地域社会の一員として円滑な社会生活を営めるよう、偏見や差別をなくしていくことが大切です。

## アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」が成立し、アイヌ固有の伝統文化などに関する知識の普及や啓発を推進することが定められています。また、2019年(令和元年)5月には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌが日本の先住民族であることが法に明記されました。アイヌの人々の民族としての誇りを尊重するとともに、多様な文化を受け入れることが大切です。



## 拉致被害者等の人権

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、これまで17名を北朝鮮当局による拉致被害者と認定していますが、さらに、この他にも拉致の可能性を否定しきれないケースがあります。

2002年(平成14年)10月に5人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局から安否に関する納得のいく説明はありません。

北朝鮮当局による日本人拉致は決して許されない国家的犯罪行為・人権侵害であり、北朝鮮に残されているすべての拉致被害者の安全を確保し、速やかに日本に連れ戻さなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが認識を深め、世論を高め、国際社会と協力していく必要があります。

## 個人情報の保護

自分の知らないところで、自分の住所や家族構成、個人的な情報などが勝手に他の人に知られていて、電話がかかってきたりダイレクトメールが送られてきたりすることがあります。

本来、このような情報は、本人の了解なしに利用されるべきものではありませんし、個人情報の流出によってさまざまな事件やトラブルに巻き込まれることも少なくありません。

また、プライバシーに関わる情報を勝手に広められることは、それだけで重大な人権侵害につながることがあります。

そのため、2005年(平成17年)4月より、「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関だけでなく、事業所においても個人情報の適正な取扱いが求められています。





# さまざまな人権課題

【基礎編】



## ヘイトスピーチ

近年、特定の民族や国籍の人々などを地域社会から排斥しようとする不当な差別的言動（「特定の民族等に属する集団を一律に排斥する」、「特定の民族等に属する集団の生命、身体等に危害を加える」、「特定の民族等に属する集団を蔑称で呼ぶなどしてことさらに誹謗中傷する」）、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集めており、2016年（平成28年）6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねず、決して許されるものではありません。

## 災害発生時の人権問題

大規模な災害は、多くの命を危険にさらし、人々の暮らしを奪い、理不尽な苦しみを強いるものです。その中で高齢者や障害者、女性、乳幼児、また性的指向や性自認に関する配慮が十分でなかったことが問題になりました。また、東日本大震災においては、地震や津波に伴い発生した福島第一原子力発電所の事故に起因する差別的言動も発生しています。平時、災害時にかかわらず人権尊重の視点に立った対応・配慮が必要です。



# 人権カレンダー

【基礎編】

国際的なもの...赤色 全国的なもの...青色 滋賀県独自のもの...黒色（下線あり）



| 月  | ● 月 間 ◆ 週 間                                                                             | 記 念 日 等                                                                   |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 4  | ● 若年層の性暴力被害予防月間<br>◆ 発達障害者啓発週間(2日～8日)                                                   | 2日 世界自閉症啓発デー<br>最終水曜日 国際盲導犬の日                                             |
| 5  | ● 児童福祉月間<br>◆ 憲法週間（1日～7日）<br>◆ 児童福祉週間（5日～11日）                                           | 3日 憲法記念日                                                                  |
| 6  | ● 外国人労働者問題啓発月間<br>◆ 男女共同参画週間（23日～29日）<br>◆ ハンセン病を正しく理解する週間（25日を含む週（日曜日～））               | 1日 人権擁護委員の日<br>12日 児童労働反対世界デー<br>20日 世界難民の日<br>22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 |
| 7  | ● 社会を明るくする運動強調月間<br>● 滋賀県企業内公正採用・人権啓発推進月間<br>● 再犯防止啓発月間<br>● 青少年の非行・被害防止全国強調月間          | 1日 更生保護の日                                                                 |
| 8  |                                                                                         | 6日 広島原爆忌<br>9日 長崎原爆忌<br>9日 世界の先住民の国際デー                                    |
| 9  | ● 滋賀県同和問題啓発強調月間<br>● がん征圧月間<br>● 障害者雇用支援月間<br>◆ 自殺予防週間（10日～16日）<br>◆ 老人週間（15日～21日）      | 8日 国際識字デー<br>10日 世界自殺予防デー<br>15日 老人の日<br>21日 世界アルツハイマーデー                  |
| 10 | ● 高齢者雇用促進月間<br>● 臓器移植普及推進月間                                                             | 1日 国際高齢者デー<br>第1月曜日 世界ハビタットデー<br>（人の住居に関する記念日）                            |
| 11 | ● 児童虐待防止推進月間<br>● 子ども・若者育成支援推進強調月間<br>◆ 女性に対する暴力をなくす運動（12日～25日）<br>◆ 犯罪被害者週間（25日～12月1日） | 11日 介護の日<br>20日 世界こどもの日<br>25日 女性に対する暴力撤廃の国際デー                            |
| 12 | ◆ 人権週間（4日～10日）<br>◆ 障害者週間（3日～9日）<br>◆ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（10日～16日）                            | 1日 世界エイズデー<br>3日 国際障害者デー<br>10日 人権デー                                      |
| 1  | ◆ 防災とボランティア週間（15日～21日）                                                                  | 17日 防災とボランティアの日                                                           |
| 2  |                                                                                         | 28日 世界希少・難治性疾患の日                                                          |
| 3  | ● 自殺対策強化月間<br>◆ 人種差別と闘う人々との連帯週間（21日～27日）                                                | 8日 国際女性の日<br>21日 国際人種差別撤廃デー<br>24日 世界結核デー                                 |





# 人権感覚を研ぎ澄まし、差別や偏見をなくしましょう



## ◇人権感覚を研ぎ澄ますために

すべての人の人権が尊重される社会をつくるためには、個別の課題についての知識や理解を深めるだけでなく、「自分の大切さ」と「他の人の大切さ」を認められるよう、人権感覚を研ぎ澄ますことが大切です。



## ◇一人ひとりが大事な存在であると感じられる場面をつくりましょう

急激な社会の変化の中で、なかなか自分の存在価値がつかめず、自分に自信をもてないことが多くあります。自分自身が自分を受け入れられなければ、他の人のことを尊重して受け入れることは難しいといえます。多くの研究結果から、自分が大事にされていると感じられる人ほど、他の人も大事にできるということがわかっています。人との関わりの中で、だれもがかけがえのない大切な存在として認められていることが実感できる場面づくりが大切です。

## ◇見方をかえる力と想像力を高めましょう

事実は同じでも、受け止め方は人によってさまざまです。たとえば、厳しい差別の中から人権を獲得してきた人々の歴史を見ると、「差別をされてきたかわいそうな人たち」ととらえるのか、「不当な差別と闘い人間らしさを求めてきた人たち」ととらえるのかによって、イメージは全く違ってきます。

また、相手の気持ちを理解するための想像力も大切です。想像力が豊かであれば、差別された人の痛みに共感し、差別をなくそうという態度につながるのではないのでしょうか。

さまざまな角度から物事を見る力と、他の人の気持ちに共感できる想像力を高めることが求められます。

## ◇お互いに気持ちをわかりあうための能力を高めましょう

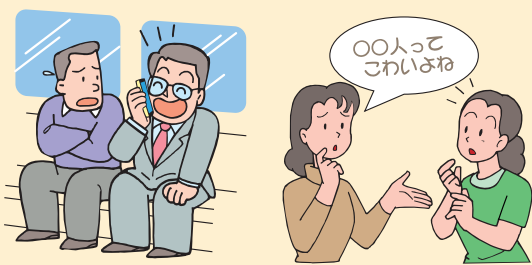
自分の気持ちをうまく相手に伝えることは、意外と難しいものです。自分の思いを素直に伝えたつもりでも、自分の思っていたことがうまく伝わらなかったり、結果的に相手にいやな思いをさせたりしていることがあります。反対に、他の人から言われたことで自信をなくしたり、傷ついたりすることもあります。相手を攻撃することなく自分の主張を伝えることは、豊かな人間関係を築くための大切な能力のひとつです。

お互いに気持ちを分かりやすく相手に伝え、わかりあうためのコミュニケーションの能力を高めることが求められます。

### 例 こんなとき、どう言えばいいでしょう？

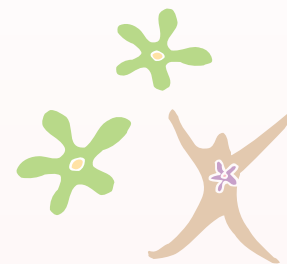
◆電車の中で大きな声で電話をしている人がいたとき

◆友人との会話の中で「〇〇人ってこわいよね。」という話を聞いたとき



## ◇差別や偏見をなくすために

私たちの周りには、さまざまな情報があふれています。一部の情報に影響されて、根拠のない理由や固定観念で物事を判断し、差別や偏見につながる行動やものの考え方をしていることはないでしょうか。日々の生活の中で、一人ひとりがしっかり考え、情報を正しく判断することが大切です。



## ステレオタイプ

「滋賀県人は〇〇」、「血液型が〇〇の人は△△」などと、ある一定のグループについて描く型にはまった画一的なイメージのことを「ステレオタイプ」といいます。しかし、同じ血液型の人にもいろいろな性格の人はいますし、滋賀県の人すべてが同じようなものの考え方や行動パターンを持っているわけではありません。また、根拠のないわさやある一部の人を見て、「この地域(の人)は〇〇」、「□□国の人△△だ」などと勝手に良くないイメージで決めつけて判断することは、差別や偏見につながることとなります。ステレオタイプで判断することなく、一人の人間として尊重する態度が大切です。

### グループでやってみましょう

① カードに次のような文の( )に自分が思うことを書いてみましょう。

★  は、( ) だ。

(※  には、子ども・女性・日本人・外国人などを入れてみましょう)

② 他の人の書いたカードと交換して、その文の後に次の2つの文をつなげてみましょう。

★ 私は、 です。

★ だから私は、( ) です。

例 ★  子ども は、( わがまま ) だ。

★ 私は、 子ども です。

★ だから私は、( わがまま ) です。

■ このような見方をどう思いますか。また、どうしてこのような見方が生まれたのか、話し合ってみましょう。

## 風習・迷信

「昔からそうだから」、「みんながそう言う(している)から」という理由だけで私たちの行動を制限している風習や迷信は、今も残っています。たとえば、結婚式は大安に、葬式は友引を避けて、〇〇は縁起が悪い・・・などというように何を何の疑いも持たずに信じて、知らず知らずに制約を受けたり、特定のものや人を遠ざけたりしていることはないのでしょうか。また、間違っていると思っていても、「自分だけ反対しても仕方がない」としてそのままにしておくことで、差別を残したり助長したりしていることはないのでしょうか。

合理的な根拠がないだけでなく、特定のものや人を遠ざけようとする風習や迷信がそのままにされていないか、そのことによって偏見や差別につながっていることはないか、今一度考えてみるのが大切です。

あなたの周りで、どんな風習や迷信がありますか？ またそのことをどう思いますか？

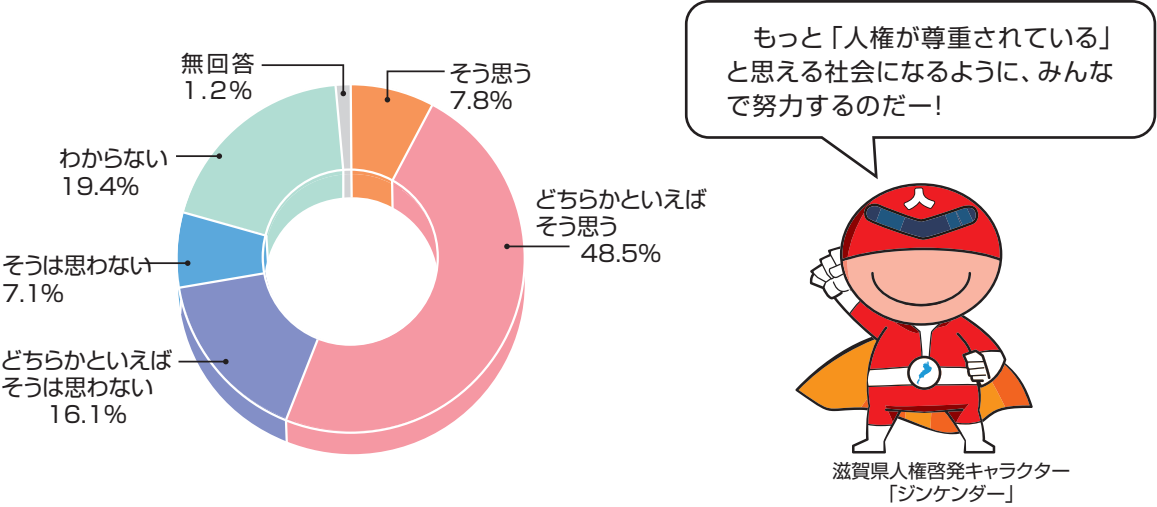
その理由についても考えてみましょう。

● 日常生活の中で不合理や矛盾を感じたことはありませんか？

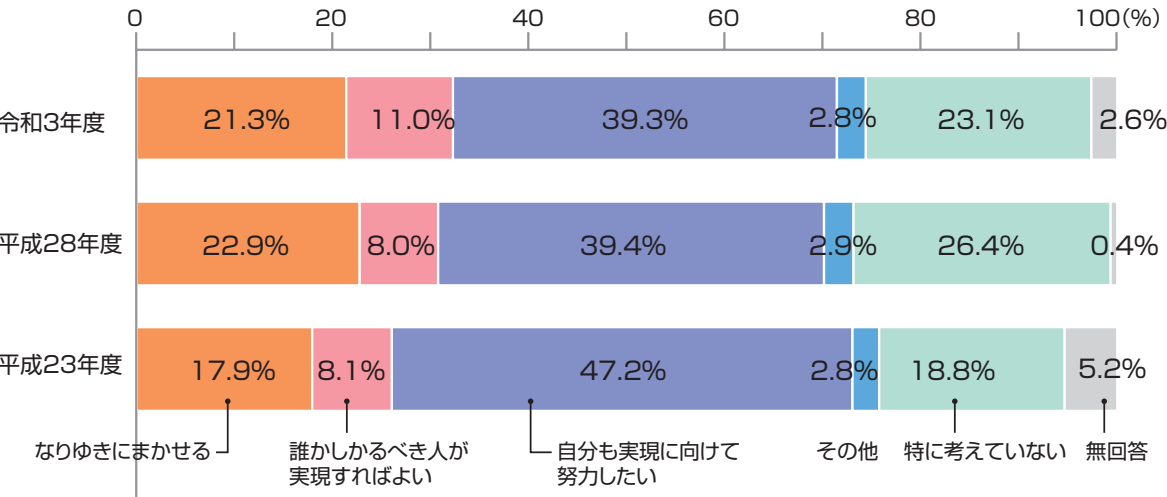
# 令和3年度 人権に関する県民意識調査の結果から

## ●あなたは今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思いますか？

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた人の割合は合わせて56.3%でした。  
 これまでの人権に関する取組や教育・啓発が一定浸透してきているものと考えられます。



## ●「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものはどれですか？



前々回、前回の結果と比較すると、大きな変化はありませんが、「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な考えを持つ人の減少傾向に歯止めがかった状況です。

人権は特定の人のためだけにあるものではなく、みんなにとって身近で、とても大切なものなのだー！  
 だからみんな一人ひとりに、自分の人権も周りの人の人権も同じように大切にできるよう考えてほしいのだー！

「人権に関する県民意識調査」について  
 詳しくお知りになりたい方はこちら →  
 ホームページアドレス  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/323774.html>